

いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第11号

いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例

第1条 いわて体験交流施設条例（平成19年岩手県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第8条関係）					別表第2（第8条関係）				
区 分		単 位	利用料金の 上限額	附属の設備の利用料 金の上限額	区 分		単 位	利用料金の 上限額	附属の設備の利用料 金の上限額
体験ホ ール	指定管理者が行 う加工体験教室 に参加する場合	[略]	円 <u>1,210</u>		体験ホ ール	指定管理者が行 う加工体験教室 に参加する場合	[略]	円 <u>1,240</u>	
	その他の場合	[略]	<u>1,610</u>	附属の設備を使用す る場合においては、 1件につき <u>560円</u> の 範囲内で知事が定め る額		その他の場合	[略]	<u>1,650</u>	附属の設備を使用す る場合においては、 1件につき <u>580円</u> の 範囲内で知事が定め る額
ふれあい交流室		[略]	<u>670</u>		ふれあい交流室		[略]	<u>680</u>	
浴場	小学校児童	[略]	<u>300</u>		浴場	小学校児童	[略]	<u>310</u>	
	その他の者	[略]	<u>600</u>			その他の者	[略]	<u>620</u>	
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

第2条 いわて体験交流施設条例の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第8条関係）					別表第2（第8条関係）				
区 分		単 位	利用料金の 上限額	附属の設備の利用料 金の上限額	区 分		単 位	利用料金の 上限額	附属の設備の利用料 金の上限額

体験ホ ール	指定管理者が行 う加工体験教室 に参加する場合	[略]	円 <u>1,240</u>	附属の設備を使用す る場合においては、 1件につき <u>580円</u> の 範囲内で知事が定め る額
	その他の場合	[略]	<u>1,650</u>	
ふれあい交流室		[略]	<u>680</u>	
浴場	[略]			
	その他の者	[略]	<u>620</u>	

[略]

体験ホ ール	指定管理者が行 う加工体験教室 に参加する場合	[略]	円 <u>1,250</u>	附属の設備を使用す る場合においては、 1件につき <u>590円</u> の 範囲内で知事が定め る額
	その他の場合	[略]	<u>1,660</u>	
ふれあい交流室		[略]	<u>690</u>	
浴場	[略]			
	その他の者	[略]	<u>630</u>	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。